平戸市個人情報保護条例

平成17年12月27日
条例第230号

改正　平成20年12月17日条例第66号　平成21年３月23日条例第１号

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　実施機関が保有する個人情報の保護
第１節　個人情報の取扱い（第５条―第12条）
第２節　不正記録行為等の禁止等（第13条―第15条）
第３節　個人情報の開示等（第16条―第33条）
第３章　事業者が保有する個人情報の保護（第34条―第40条）
第４章　雑則（第41条―第45条）
第５章　罰則（第46条―第51条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　実施機関　市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

（２）　実施機関の職員　次に掲げる者をいう。

ア　前号に定める機関の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条に規定する地方公務員

イ　平戸市立の小学校及び中学校の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条に規定する職員

（３）　個人情報　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

（４）　個人情報取扱事務　個人情報を取り扱う事務をいう。

（５）　個人情報取扱事務受託者等　次に掲げる者（再委託等により当該事務又は業務を取り扱う者を含む。）をいう。

ア　実施機関から個人情報取扱事務を委託された者

イ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、実施機関の公の施設の管理を行わせている者又は委託された者（以下「指定管理者等」という。）

（６）　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

（７）　電磁的記録媒体　磁気テープ、磁気ディスクその他電磁的記録を記録しておくことができる物をいう。

（８）　公文書　次に掲げるものをいう。

ア　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ　実施機関の公の施設において、指定管理者等の役員、職員等が当該管理業務の執行上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該指定管理者等の役員、

職員等が組織的に用いるものとして、当該指定管理者等が保有しているもの
(９)　実施機関の個人情報　実施機関が保有する公文書に記録された個人情報をいう。
(10)　電子計算機処理　電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
ア　専ら文章を作成するための処理
イ　専ら文書図面の内容を記録するための処理
ウ　製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
エ　専ら文書図面の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
(11)　個人情報ファイル　一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であって、電子計算機処理を行うための電磁的記録媒体に記録されたものをいう。
(12)　不正記録行為　実施機関又は個人情報取扱事務受託者等（以下「実施機関等」という。）以外の者が実施機関が保有する個人情報ファイル（第７条第１項ただし書又は第８条ただし書の規定に基づき実施機関から提供されたものを除く。）の全部又は一部を実施機関等以外の者が保有する電磁的記録媒体に記録する行為をいう。
(13)　不正記録媒体　次のいずれかに該当するものをいう。
ア　実施機関が保有する個人情報ファイルの全部又は一部が記録された電磁的記録媒体であって、第９条第３項又は第10条第３項の規定に違反して譲り渡されたもの
イ　不正記録行為又は次号の行為により実施機関が保有する個人情報ファイルの全部又は一部が記録された電磁的記録媒体
(14)　不正複写行為　不正記録媒体に記録されたものの全部又は一部を他の電磁的記録媒体に記録する行為をいう。

一部改正〔平成20年条例66号〕

（実施機関等の責務）

第３条　実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、職員に対する研修等の啓発活動の推進に努めなければならない。

２　市長は、個人情報の保護に関する市民への意識啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第２章　実施機関が保有する個人情報の保護

第１節　個人情報の取扱い

（収集の制限）

第５条　実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となり得る個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(１)　法令又は条例に定めがあるとき。
(２)　実施機関が平戸市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年平戸市条例第231号）に定める平戸市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

３　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(１)　本人の同意があるとき。
(２)　法令又は条例に定めがあるとき。
(３)　出版、報道等により公にされているとき。
(４)　個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
(５)　その他実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めるとき。

４　実施機関は、前項第４号又は第５号の規定により個人情報を本人以外の者から収集したときは、

速やかにその旨及び内容を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて本人に通知する必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

（個人情報取扱事務等の登録）

第６条　実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出て、その登録を受けなければならない。

（１）　個人情報取扱事務の名称

（２）　個人情報取扱事務の目的

（３）　個人情報の記録の項目

（４）　その他規則で定める事項

２　実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又は同項の登録に係る事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

３　実施機関は、個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出て、その登録を受けなければならない。

（１）　個人情報ファイルの名称

（２）　個人情報ファイルの目的

（３）　個人情報の記録の項目

（４）　その他規則で定める事項

４　実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又は同項の登録に係るファイルの保有をやめたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

５　市長は、前各項の届出に係る事項を記載した登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

（目的外利用及び外部提供の制限）

第７条　実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関等以外の者への個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　本人の同意があるとき。

（２）　法令又は条例に定めがあるとき。

（３）　出版、報道等により公にされているとき。

（４）　個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（５）　その他実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めるとき。

２　実施機関は、前項第４号又は第５号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、速やかにその旨及び内容を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて本人に通知する必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

３　実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは方法について制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（電子計算機の接続の制限）

第８条　実施機関は、電子計算機の接続（実施機関が管理する電子計算機と実施機関等以外の者が管理する電子計算機その他の機器を通信回線により接続し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関等以外の者が随時入手し得る状態をいう。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　法令又は条例に定めがあるとき。

（２）　実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

（適正な維持管理等）

第９条　実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報を適正に維持管理しなければならない。

（１）　個人情報を正確かつ最新なものとすること。

（２）　個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。

（３）　保有する必要のなくなった個人情報（歴史的又は文化的な価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

２　実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理者を置かなければならない。
３　個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た個人情報に関する秘密を漏らしてはならない。

（委託等に伴う措置等）

第10条　実施機関は、個人情報取扱事務受託者等に事務又は業務を委託し、若しくは行わせようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約又は協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
２　個人情報取扱事務受託者等は、個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
３　個人情報取扱事務受託者等若しくはその役員、職員等又はこれらの者であった者は、その事務又は業務に関して知り得た個人情報に関する秘密を漏らしてはならない。

（個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の登録）

第11条　実施機関は、個人情報取扱事務受託者等に事務又は業務を委託し、若しくは行わせたときは、次に掲げる事項を市長に届け出てその登録を受けなければならない。

（１）　個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の名称
（２）　個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の目的
（３）　個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務で取り扱う個人情報の記録の項目
（４）　個人情報取扱事務受託者等の名称
（５）　その他規則で定める事項

２　実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又は同項の登録に係る事務の委託をやめ、若しくは業務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
３　市長は、前２項の届出に係る事項を記載した登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

（個人情報取扱事務受託者等に対する立入検査等）

第12条　市長は、個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、個人情報取扱事務受託者等に対し、当該事務若しくは業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は市の職員に、当該個人情報取扱事務受託者等の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該事務若しくは業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２節　不正記録行為等の禁止等

（不正記録行為等の禁止等）

第13条　何人も、不正記録行為をしてはならない。
２　何人も、故意又は過失にかかわらず、不正記録媒体を譲り受け、所持し、若しくは第三者に譲り渡し、又は不正複写行為をしてはならない。
３　前２項の規定は、平戸市外のすべての者にも適用する。
４　市長は、第１項又は第２項の規定に違反する行為をした者に対し、不正記録媒体の提出、不正複写行為の中止又は当該行為の中止を確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（不正記録行為等をした者に対する立入検査等）

第14条　市長は、前条第４項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第１項又は第２項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は市の職員に、これらの規定に違反していると認めるに相当の理由がある者の建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（不正記録行為等の事実の公表）

第15条　市長は、第13条第４項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、前条第１項の規定による報告を求められた者がその報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の

規定による検査の対象となる建物若しくは物件の占有者等がその検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その事実を公表することができる。

２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、市長の命令に従わない者等に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴くものとする。

第３節　個人情報の開示等

（開示請求）

第16条　何人も、実施機関に対し、自己に関する実施機関の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

（開示請求の手続）

第17条　開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

（１）　氏名及び住所

（２）　開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

（３）　その他規則で定める事項

２　開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理権を有する者であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。この場合において、法定代理人が開示請求をする場合で本人の同意が必要なときは、本人の同意書を前項の書類に併せて提出しなければならない。

３　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第18条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

（１）　開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の個人情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

（２）　開示請求に係る個人情報に法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ　市民の生活に支障を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

（３）　個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

（４）　開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

（５）　実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当の利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

（６）　実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げる情報その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な

遂行に支障を及ぼすと認められるもの
ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
オ　実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業等に係る事業に関し、その企業等の経営上の正当な利益を害する情報
(７)　法令又は条例の規定により開示することができないとされている情報
(８)　未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

（部分開示等）
第19条　実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
２　実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該個人情報を開示しなければならない。

（存否応答拒否）
第20条　開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定）
第21条　実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示の日時及び場所その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。
２　実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその理由並びに開示の日時及び場所その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。
３　実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により個人情報の存否の応答を拒否するとき、開示請求に係る個人情報を保有していないとき、及びその他の理由により個人情報の全部を開示しないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
４　前２項の場合において、当該個人情報が期間の経過により開示できるものである場合において、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）
第22条　前条第１項から第３項までの決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第３項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（大量請求等に対する期限の特例）
第23条　開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認めるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１

項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
（１） この規定を適用する旨及びその理由
（２） 残りの個人情報について開示決定等をする期限
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第24条 開示請求に係る個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
２ 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第21条第１項又は第２項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
（１） 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第18条第１号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
（２） 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第18条第２号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。
３ 実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
（開示の実施）
第25条 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該個人情報の保存に支障を生ずると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
（１） 文書、図面、写真及びフィルム 閲覧又は写しの交付
（２） 録音及び録画に係るもの 視聴又は写しの交付
（３） 電磁的記録（録音及び録画に係るものを除く。） 記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて出力したものの閲覧又はその写しの交付
２ 個人情報の開示を受けようとする者は、自己が当該開示請求者又はその代理権を有する者であることを証する書面を提出し、又は提示しなければならない。
３ 開示決定に基づき個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
（訂正等の請求）
第26条 何人も、自己に関する実施機関の個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。
２ 何人も、自己に関する実施機関の個人情報が第５条第１項から第３項までの規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。
３ 何人も、自己に関する実施機関の個人情報が第７条第１項の規定による制限を超えて目的外利用又は外部提供されていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。
４ 第16条第２項の規定は、前３項に規定する訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止（以下「訂正等」という。）の請求に準用する。
（訂正等の請求の手続）
第27条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。
（１） 氏名及び住所
（２） 訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

（３） 訂正等の内容
（４） その他規則で定める事項
２　訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
３　第17条第２項及び第３項の規定は、訂正等の請求に準用する。
（訂正等の請求に対する決定）
第28条　実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上、訂正等を請求した者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
２　実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上、訂正等請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
３　実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をしないとき（訂正等をする権限がないとき、訂正等の請求に係る個人情報を保有していないとき、及びその他の理由により個人情報の訂正等をしないときを含む。）は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
（訂正決定等の期限）
第29条　前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、訂正等請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正等の請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
（費用負担）
第30条　開示請求及び訂正等の請求に係る手数料は、無料とする。
２　個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成又は送付に要する費用を負担しなければならない。
（審査会への諮問）
第31条　開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、平戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年平戸市条例第232号）に定める平戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。
（１） 不服申立てが不適法であり、却下する場合
（２） 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第33条において同じ。）又は訂正決定等（訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の開示又は訂正等をすることとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
（諮問をした旨の通知）
第32条　前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
（１） 不服申立人及び参加人
（２） 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
（３） 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）
第33条　第24条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。
（１） 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
（２） 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第３章　事業者が保有する個人情報の保護

（事業者の責務）

第34条　事業者（事業を営む個人を含む。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者に対する意識啓発等）

第35条　市長は、事業者に対し、個人情報の適切な保護措置を講ずるよう意識啓発並びに指導及び助言を行うものとする。

（不適正事業者に対する説明等の要求）

第36条　市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（不適正事業者に対する是正の勧告）

第37条　市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（不適正取扱い等の事実の公表）

第38条　市長は、事業者が第36条の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴くものとする。

（苦情相談の処理）

第39条　市長は、事業者で行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第40条　市長は、この章の規定に基づき施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と協力し、個人情報の保護を図るよう努めるものとする。

第４章　雑則

（実施機関に対する苦情の処理）

第41条　実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

（実施状況の公表）

第42条　市長は、毎年度、この条例の規定による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（出資法人等への要請）

第43条　市長は、市が出資する法人等のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

（他の制度との調整等）

第44条　この条例は、法令又は他の条例の規定による個人情報の開示、訂正又は削除の手続が定められている場合における当該個人情報の開示、訂正又は削除については、適用しない。

２　この条例は、次に掲げる統計調査に係る個人情報については、適用しない。

（１）　統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査

（２）　長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）第２条第１項に規定する県統計調査

３　この条例は、次に掲げるものに記録されている個人情報については、適用しない。

（１）　新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであって、実施機関が当該新聞、雑誌、書籍等の形態で保有しているもの

（２）　歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

一部改正〔平成21年条例１号〕

（委任）

第45条　この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

第５章　罰則

（罰則）

第46条　第13条第４項の規定による市長の命令に違反した者は、２年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
第47条　次の各号の一に該当する者は、１年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
（１）　第13条第１項の規定に違反して不正記録行為をした者
（２）　第13条第２項の規定に違反して、不正記録媒体であることを知り、又は重大な過失によりこれを知らずに、当該不正記録媒体を譲り受け、所持し、若しくは第三者に譲り渡し、又は不正複写行為をした者
第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。
（１）　第９条第３項の規定に違反して秘密を漏らした者
（２）　第10条第３項の規定に違反して秘密を漏らした者
第49条　第12条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、300,000円以下の罰金に処する。
第50条　第14条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
第51条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第46条から前条まで（第48条第１号の規定を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（平戸市電子計算組織に係る個人情報保護条例の廃止）

２　平戸市電子計算組織に係る個人情報保護条例（平成17年平戸市条例第16号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第６条第１項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「現に行われている個人情報取扱事務について」とする。

４　この条例の施行の際現に保有している個人情報ファイルについての第６条第３項の規定の適用については、同項中「個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは」とあるのは、「現に保有している個人情報ファイルについて」とする。

５　この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

附　則（平成20年12月17日条例第66号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月23日条例第１号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。